令和6年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

令和6年度報酬改定の主な内容 (自立訓練)

新潟市福祉部障がい福祉課 指定係

令和6年度報酬改定の主な内容のうち、自立訓練に係る特に問い合わせの 多い事項や、注意が必要な事項について、障がい福祉課指定係より説明し ます。

説明の中にある加算の要件等は、報酬告示や留意事項通知等をわかりやすく省略したものです。

事業所において、必ず報酬告示、留意事項通知、Q&A等を確認し、すべての要件を満たした上で報酬を算定して下さい。

目次

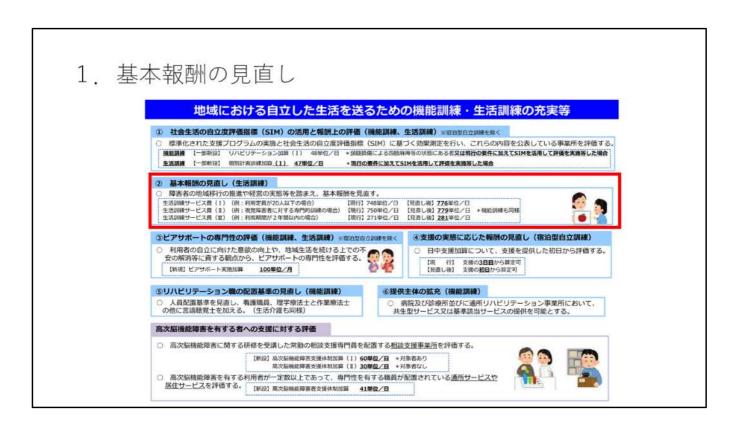
- 1. 基本報酬の見直し
- 2. 社会生活の自立度評価指標 (SIM) の活用と報酬上の評価 (宿泊型自立訓練を除く)
- 3. 日中支援加算の見直し(宿泊型自立訓練)

ここでお話するのは、主に3点です。

- 1点目、基本報酬の見直し、
- 2点目、社会生活の自立度評価指標の活用と報酬上の評価、
- 3点目、日中支援加算の見直しです。

1. 基本報酬の見直し

1. 基本報酬の見直しについてです。



自立訓練は、機能訓練、生活訓練共に、令和6年度の報酬改定により基本報酬 の引き上げが行われました。 2. 社会生活の自立度評価指標 (SIM) の活用と報酬上の評価 (宿泊型自立訓練を除く)

2. 社会生活の自立度評価指標の活用と報酬上の評価についてです。

2. 社会生活の自立度評価指標 (SIM) の活用と報酬上の評価 (宿泊型自立訓練を除く)

≪リハビリテーション加算の見直し≫(機能訓練)

加算区分		R6報酬改定後	改定前		
	要件	対象者	要件	対象者	
(1)	1~5	頸髄損傷による四肢麻痺等	1~5	頸髄損傷による四肢麻痺等	
	①∼⑥	障がい者	=	-	
(11)	1~5	障がい者	1~5	障がい者	

【要件】

①~⑤ (略)

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標(SIM)に 基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

令和6年度の報酬改定では、標準化された支援プログラムの実施と、社会生活の自立度評価指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する見直しがおこなわれました。

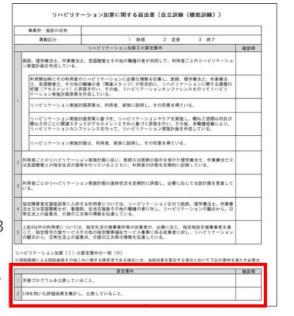
機能訓練においては、リハビリテーション加算の見直しがおこなわれました。

改定前は、①から⑤の要件を満たし、頚髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対して、リハビリテーション実施計画を作成し、支援を実施した場合に、加算区分(I)が算定、①から、⑤の要件を満たし、頚髄損傷による四肢麻痺等以外の障害者にリハビリテーション実施計画を作成し、支援を実施した場合は、加算区分(II)が算定されました。

改定後は、支援プログラムの公表と社会生活の自立度評価指標にもとづく 評価及び評価結果の公表に係る、⑥の要件が新設され、①から⑥の要件を 満たした場合には、頚髄損傷による四肢麻痺等以外の障害者であっても、 加算区分(Ⅰ)が算定できること、となりました。

【リハビリテーション加算】変更点 留意事項

- (1) 生活介護におけるリハビリテーション加算は、 リハビリテーション実施計画の作成頻度が2週 間以内及び6月ごとに変更されたが、機能訓練 における作成頻度は2週間以内及び3月ごとで あることに注意。(留意事項通知)
- (2) 利用者の生活機能の改善状況等の評価については、「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成21年3月31日障障発第0331003号厚生労働省通知)に基づき実施し、その評価結果を公表していること。(留意事項通知)



リハビリテーション加算の変更点における留意事項です。

- (1)生活介護における、リハビリテーション加算は、リハビリテーション実施計画の作成頻度が、2週間以内及び6ヶ月ごとに変更されましたが、機能訓練における作成頻度は2週間以内及び3ヶ月ごとであることに注意してください。
- (2)利用者の生活機能の改善状況等の評価については、資料に記載の厚生労働省通知に基づき実施し、その評価結果を公表されている必要があります。

- 2. 社会生活の自立度評価指標 (SIM) の活用と報酬上の評価 (宿泊型自立訓練を除く)
- ≪個別計画訓練支援加算の見直し≫(宿泊型を除く生活訓練)

F	6報酬改定後	è	改定前		
加算区分	単位数	要件	加算区分	単位数	要件
(1)	47	1~6	_		
(11)	19	1~5	なし	19	1~5

【要件】

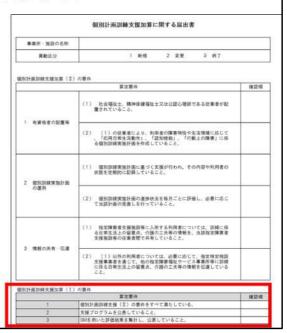
①~⑤ (略)

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標(SIM)に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

続いて宿泊型を除く生活訓練における個別計画訓練支援加算についても、社会生活の自立度評価指標の活用に係る見直しがありました。改定前は、①から、⑤の要件を満たし、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して支援をおこなった場合に、加算が算定されました。改定により、加算区分が(Ⅰ)と(Ⅱ)となり、改定前の要件を満たした場合は、加算区分(Ⅱ)を算定、支援プログラムの公表と社会生活の自立度評価指標にもとづく評価及び評価結果の公表に係る⑥の要件を満たした場合には、加算区分(Ⅰ)が算定されます。

【個別計画訓練支援加算(1)】 留意事項

利用者の生活機能の改善状況等の評価については、「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成21年3月31日障障発第0331003号厚生労働省通知)に基づき実施し、その評価結果を公表していること。(留意事項通知)



個別計画訓練支援加算1についても、リハビリテーション加算と同様に、 利用者の生活機能の改善状況等の評価については資料に記載の厚生労働省 通知にもとづき実施し、その評価結果を公表されている必要があります。 3. 日中支援加算の見直し(宿泊型自立訓練)

3. 日中支援加算の見直しについてです。

3. 日中支援加算の見直し(宿泊型自立訓練)

[現行]

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、 当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、**当該支援を行った** 日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

「見直し後〕

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、 当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合に、1日につき所定単位数を 加算する。

初日から算定可能に

宿泊型自立訓練における、日中支援加算については、これまで支援の3日目から算定が可能でしたが、令和6年度の報酬改定により初日から算定が可能となりました。